

セルフメディケーション税制の改正の概要について

令和4年1月1日から5年間延長～

配置向け対象医薬品はかぜ薬等281品目に

(本会調べ:令和4年1月5日現在)

令和3年12月

(一社)全国配置薬協会

1-① セルフメディケーション税制とは

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)は、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取り組みを行う個人が、平成29年1月1日以降に、スイッチOTC(要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品)を購入した際に購入費用について所得控除を受けられるものです。

その税制が令和3年度税制改正大綱において「令和8年12月31日まで延長」されるとともに、「対象商品の拡大」「手続きの簡素化」が図られました。

(1) 目的

- ◆ セルフメディケーションへの自発的な取り組みを進める環境整備を行う。
- ◆ 適切な健康管理の下で医療用医薬品との代替性が高い特定成分を含んだ一般用医薬品の使用推進を図る。

(2) 期間(改正後)

令和4年1月1日～令和8年12月31日

(3) 内容

特定の成分を含む一般用医薬品の購入額が年間1万2千円を超えるとときは、その超える部分の金額(その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円)を、その年分の総所得金額等から控除するもの。

1-② セルフメディケーション税制とは

セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設 (所得税、個人住民税)

1. 大綱の概要

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、**健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組（※1）を行う個人が、平成29（2017）年1月1日から令和3（2021）年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品（※2）の購入の対価を支払った場合**において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が**1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円）**について、その年分の**総所得金額等から控除する。**

（※1） 特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診

（※2） 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品

（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）

（注） 本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない。

※セルフメディケーションは、世界保健機関(WHO)において、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されている。

2. 制度の内容

■対象となる医薬品（医療用から転用された医薬品：スイッチOTC医薬品）について

○ スイッチOTC医薬品の成分数：89（令和3年6月23日時点）

－ 対象となる医薬品の薬効の例：かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬

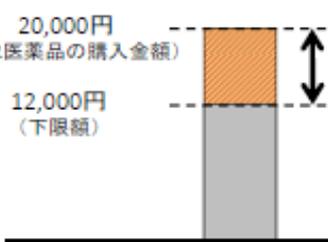
（注） 上記薬効の医薬品の全てが対象となるわけではない

本特例措置を利用する時のイメージ

○ 課税所得400万円の者が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合（生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む）

20,000円
(対象医薬品の購入金額)

12,000円
(下限額)



○ 8,000円が課税所得から控除される

（対象医薬品の購入金額：20,000円－下限額：12,000円＝8,000円）

○ 減税額

・所得税：1,600円の減税効果（控除額：8,000円×所得税率：20%＝1,600円）

・個人住民税：800円の減税効果（控除額：8,000円×個人住民税率：10%＝800円）

2-①セルフメディケーション税制改正の概要

- 1 税制対象範囲の見直しなどの内容について
 - 税制の適用期限が令和8年12月31日まで延期
 - すべてのOTC医薬品が税制対象となっていたが、医療費適正効果が低いと考えられるメコバラミン等の4成分を除外
 - スイッチOTC以外の外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬、かぜ薬、鼻炎用内服薬、抗ヒスタミン薬、その他アレルギー用薬など計42成分を追加し、令和4年1月1日から適用
- 2 健康の保持増進及び疾病の予防への取組(一定の取組)に関する証明書類の添付又は提示が不要に
- 3 令和4年1月1日以降、配置販売向け医薬品における税制対象品目は、32社計281品目、そのうち既存配置販売業も扱える品目数は263品目(93.6%)

2-② 特定の成分を含む医薬品とは

医療用医薬品から転用された85成分

1	アシクロビル	30	ジクロフェナク	59	ファモチジン
2	アシタザノラスト	31	シメチジン	60	フェキソフェナジン
3	アゼラスチン	32	ジメモルファン	61	フェルビナク
4	アモロルフィン	33	スルコナゾール	62	ブチルスコポラミン
5	アルミノプロフェン	34	精製ヒアルロン酸ナトリウム	63	ブテナフィン
6	アンブロキシール	35	セチリジン	64	プラノプロフェン
7	イコサペント酸エチル	36	セトラキサート	65	フラボキサート
8	イソコナゾール	37	ソイステロール	66	フルチカゾンプロピオン酸エステル
9	イツチペンジル (歯痛・歯槽膿漏薬に限る。)	38	ソファルコン	67	フルニソリド
10	イブプロフェン	39	チオコナゾール	68	プレドニゾロン吉草酸エステル
11	イブプロフェンピコノール	40	チキジウム	69	プロピベリン
12	インドメタシン	41	チメピジウム	70	ブロムヘキシン
13	ウフェナマート	42	テプレノン	71	ベクロメタゾンプロピオン酸エステル
14	エキサラミド	43	テルビナフィン	72	ベタメタゾン吉草酸エステル
15	エコナゾール	44	トラニラスト	73	ヘプロニカート
16	エバスチン	45	トリアムシノロンアセトニド	74	ベポタスチン
17	エピナスチン	46	トリメブチン	75	ペミロラストカリウム
18	エプラジノン	47	トルシクラート	76	ポリエチレンスルホン酸
19	エメダスチン	48	トロキシピド	77	ポリエンホスファチジルコリン
20	オキシコナゾール	49	ニコチン	78	ミコナゾール
21	オキシメタゾリン	50	ニザチジン	79	メキタジン
22	オキセサゼイン	51	ネチコナゾール	80	ラニチジン
23	カルボシステイン	52	ピコスルファート	81	ラノコナゾール
24	クロトリマゾール (腔カンジダ治療薬に限る。)	53	ビソキサチン酢酸エステル	82	ロキサチジン酢酸エステル
25	クロモグリク酸	54	ビダラビン	83	ロキソプロフェン
26	ケトチフェン	55	ヒドロコルチゾン酪酸エステル	84	ロペラミド
27	ケトプロフェン	56	ビホナゾール	85	ロラタジン
28	ゲファルナート	57	ピレンゼピン		
29	シクロピロクスオラミン	58	ピロキシカム		

2-③ 特定の成分を含む医薬品とは

対象拡大された非スイッチOTC42成分

除外されたスイッチOTC4成分

1	アスピリン	30	トリメキノール
2	アセトアミノフェン	31	トンジルアミン
3	アリメマジン	32	ナファゾリン
4	アロクラミド	33	ナンテンジツ
5	イソチペンジル	34	ノスカピン
6	イプロヘプチン	35	フェニレフリン
7	エテンザミド	36	プロメタジン
8	エピネフリン	37	ペントキシベリン
9	エフェドリン	38	マオウ
10	カルビノキサミン	39	メチルエフェドリン
11	クロペラスチン	40	メトキシフェナミン
12	クロルフェニラミン	41	メトジラジン
13	コデイン	42	ラクチルフェネチジン
14	サザピリン		
15	サリチルアミド		
16	サリチル酸		
17	サリチル酸グリコール		
18	サリチル酸メチル		
19	ジヒドロコデイン		
20	ジフェテロール		
21	ジフェニルピラリン		
22	ジフェンヒドラミン		
23	ジブナート		
24	ジリュウ		
25	チペピジン		
26	デキストロメトルファン		
27	テトラヒドロゾリン		
28	トリプロリジン		
29	トリペレナミン		

1	L-アスパラギン酸カルシウム
2	フッ化ナトリウム(洗口液に限る。)
3	メコバラミン
4	ユビデカレノン

3 税制の識別マーク

- ・識別商品の陳列時期について

税制改正後の追加対象医薬品について、令和4年1月1日以後、できる限り速やかに共通識別マークの表示を追加した製品を

配置。ただし、追加対象医薬品で税制マークを付したものは、令和4年1月1日より前に配置を行わない。

- ・マーク表示のない、旧品の取扱いについて

同じ対象商品でも、マーク表示がある品とない品が混在する期間が発生することは止むを得ないが、返品を避けるためにも、旧品の消化を急ぐよう協力願いたい。

- ・シールの貼付について

製造販売業者の責任において実施。なお、製品へのマーク表示は必須ではないことから、配置箱に差し込む「置高表」等で対応しても差し支えないこと。



<識別マーク>

4 税制の対象者

◎ 以下の3つの事項の全てに該当する者が税制の対象となります。

- ① 所得税、住民税を納めている者
- ② 1年間(1~12月)に健康の維持増進および疾病の予防への取組として一定の取り組みを行っている者
 - * インフルエンザ等の予防接種 * 市町村のがん検診
 - * 定期健康診断 (事業主健診)
 - * 特定健康診査 (いわゆるメタボ健診) * 健康診査
- ③ 1年間(1~12月)で、対象となる一般用医薬品を12,000円を超えて購入している者(扶養家族分を合算可)。

5-① 領収書の記載項目

◎セルフメディケーション税制を適用するためには、領収書(レシート)に次の項目が記載する必要があります。

① 商品名

※承認されたとおりの販売名を正確に記載しないと、控除対象にならないことがあります。

② 金額

③ 当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨

④ 販売業者名

⑤ 購入日

※年の記入を忘れないでください。

なお、1年分の購入リストとして、①～⑤の項目を明記した書類を作成提供して、そのリストを確定申告の際に使用していただくことも可能です。

◎領収書の宛名は、確定申告を行う人の氏名としなければならないため、便宜上、スーパーのレシートのように「未記載(空欄)」にしておくべき

5-② 領収書の記載例

記載例1(手書きの場合)

領収書

○年○月○日

¥594

但し、セルフメディケーション税制対象商品である
〇〇〇点眼薬 1個

上記、正に領収しました。

SHOP 薬局
東京都東京 1-1-1
03-1111-XXXX

- ⑤ 購入日
- ② 金額
- ③ 当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨
- ① 商品名
- ④ 販売業者名

記載例2

領収書

2022年12月24日

Y550(外税Y44)

但し、セルフメディケーション税制対象商品である〇〇〇点眼薬 1個

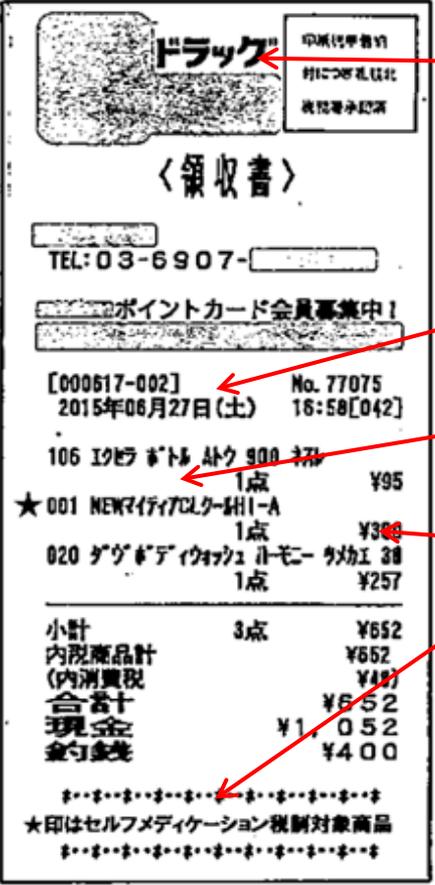
株式会社 〇〇〇 薬局
TEL: FAX: 〇〇〇〇〇〇

- ⑤ 購入日
- ② 金額
- ③ 当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨
- ① 商品名
- ④ 販売業者名

レジでは、先にスイッチOTC医薬品を入力し、自動領収書発行の上、但書で、販売者が対象商品を記入。

5-③ 領収書の記載例

記載例3



④ 販売業者名

⑤ 購入日

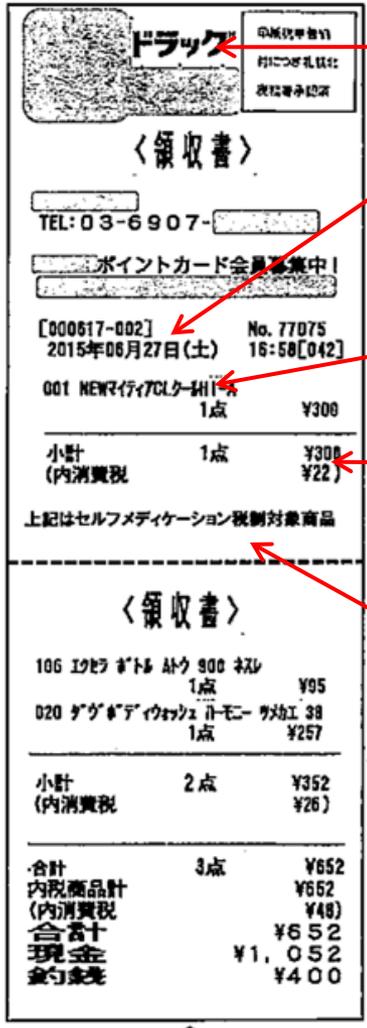
① 商品名

② 金額

③ 当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨

スイッチOTC医薬品の前に、★印を表示。
レシート上には★印の説明を記載。

記載例4



④ 販売業者名

⑤ 購入日

① 商品名

② 金額

③ 当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨

スイッチ OTC 医薬品の小計が分かるように記載の上、
その他商品と分けて出力。

6 税制の控除額の一例

例：所得税率20%の消費者が対象商品を年間3万円分購入した場合

◎所得税(国税)分：

$$(3万円 - 1万2,000円) \times 20\% = \underline{3,600円}$$

◎翌年度の住民税(地方税)分：

$$(3万円 - 1万2,000円) \times \\ \text{個人住民税率} 10\% = \underline{1,800円}$$

◎減税額：所得税 + 住民税 = 5,400円

5,400円が減税(戻ってくる金額)となります。

※注意：1万2,000円を超えた金額がそのまま減税額(戻ってくる金額)になるわけではありません。